

休眠預金活用事業 事業計画

申請事業名(主)	差別や排除のない人権尊重の社会づくり事業
申請事業名(副)	人権NPO協働助成で被差別・社会的マイノリティと社会をつなぐ

申請事業の種類1	①草の根活動支援事業
申請事業の種類2	①-2 地域ブロック
申請事業の種類3	近畿ブロック（滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山）
申請団体名	一般財団法人大阪府人権協会

優先的に解決すべき社会の諸課題

領域①	1) 子ども及び若者の支援に係る活動	分野①	① 経済的困窮など、家庭内に課題を抱える子どもの支援;② 日常生活や成長に困難を抱える子どもと若者の育成支援;③ 社会的課題の解決を担う若者の能力開発支援
領域②	2) 日常生活又は社会生活を営む上での困難を有する者の支援に係る活動	分野②	④ 働くことが困難な人への支援;⑤ 社会的孤立や差別の解消に向けた支援
領域③	3) 地域社会における活力の低下その他の社会的に困難な状況に直面している地域の支援に係る活動	分野③	⑥ 地域の働く場づくりの支援;⑦ 安心・安全に暮らせるコミュニティづくりへの支援
領域④		分野④	

その他の解決すべき社会の課題	
----------------	--

SDGsとの関連

ゴール	ターゲット	関連性の説明
1.あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困に終止符を打つ	1.3 各国において最低限の基準を含む適切な社会保護制度及び対策を実施し、2030年までに貧困層及び脆弱層に対し十分な保護を達成する。	被差別・社会的マイノリティへの無理解や偏見と社会の慣習や制度による差別や排除により、生活や健康、就労や住居、教育等は貧困に結びついている。差別や排除をなくす取り組みは、あらゆる形態の貧困解消に繋がる。
5.ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワメントを図る	5.1 あらゆる場所における全ての女性及び女児に対するあらゆる形態の差別を撤廃する。	日本では、未だに社会のあらゆる面で女性への差別や不平等が存在している。あらゆる場所におけるジェンダー差別をなくす取り組みにより、女性の権利が保障されるとともにエンパワメントを図ることができる。
8.すべての人のための持続的、包摂的かつ持続可能な経済成長、生産的な完全雇用およびディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）を推進する	8.6 2020年までに、就労、就学及び職業訓練のいずれも行っていない若者の割合を大幅に減らす。	被差別・社会的マイノリティへの偏見や差別により、社会で生きづらさを抱えて就学、就労が困難な若者がいる。偏見や差別をなくす取り組みが働きがいのある就労や定着就労に繋がり、ひいては経済成長に繋がっていく。
10.国内および国家間の格差を是正する	10.3 差別的な法律、政策及び慣行の撤廃、並びに適切な関連法規、政策、行動の促進などを通じて、機会均等を確保し、成果の不平等を是正する。	被差別・社会的マイノリティへの差別は多様化し、法制度が追いついていない現状がある。差別をなくす取り組みによりマイノリティが感じる不平等や差別の現状を社会に届け、実効性のある政策や法律の提言に繋げる。
16.持続可能な開発に向けて平和で包摂的な社会を推進し、すべての人に司法へのアクセスを提供するとともに、あらゆるレベルにおいて効果的で責任ある包摂的な制度を構築する	16.2 子供に対する虐待、搾取、取引及びあらゆる形態の暴力及び拷問を撲滅する。	地域からの孤立や経済的な不安等から立場的に弱い子どもが犠牲になり、親も同様に傷ついている。社会的孤立がない人権尊重のコミュニティを作ることにより、地域や職場、学校等で平等に暮らせるコミュニティを作る。

実施時期	2020年10月～2023年3月	直接的対象グループ	・差別や排除とそれによる生活困難等を抱える人（被差別・社会的マイノリティ）	間接的対象グループ	・支援団体 ・行政 ・企業
対象地域	大阪府	人数	・被差別部落住民4万人 ・障がい者73万人 ・外国人24.7万人 ・ひとり親女性7万人 ・LGBT（性的マイノリティ）61万人 ・高齢者239万人 ・子ども149万人 ・ひきこもり1800人 ・感染症 ・他	人数	・人権団体 市町村人権協会・人権地域協議会70団体 ・支援団体 人権相談機関ネットワーク46団体 各分野支援団体10団体 ・行政 大阪府及び市町村44 ・人権問題に取り組む企業団体5団体

I.団体の社会的役割

(1)申請団体の目的

大阪府人権協会（以下「人権協会」と言います。）は、被差別・社会的マイノリティを中心とする人権問題の解決に取り組み、差別や排除のない、人権尊重のコミュニティづくりによって、すべての人が尊重される人権尊重の社会を実現することを目的としています。被差別・社会的マイノリティやその支援のつながりができ、その問題を社会に訴えていくことによって、理解と支援の人のつながりがある社会をつくることをめざしています。

(2)申請団体の概要・活動・業務

大阪府内を中心に、被差別・社会的マイノリティを中心とする人権問題の解決に取り組む一般財団法人です。そのために、人権啓発事業や人権相談事業、自立を支援する事業、人材養成事業などを、民間団体や行政、企業等とのネットワークによって進めています。2014年度から人権問題の解決に取り組むNPO等の民間団体の活動を支援し協働する人権NPO協働助成を行ない、28事業に助成を行ってきています。

II.事業の背景・社会課題

(1)社会課題概要

新型コロナウイルス感染症に関わる差別や排除のように、社会には、人々の無理解と偏見、社会の慣習や制度による差別や排除という様々な人権問題があり、これによる生活や健康、就労や居住、教育等の困難があって、それらが互いに結びついています。このことから、一時的な支援のみではなかなか課題は解決できず、その背景にある人権問題の解決の取り組みとともに継続して取り組むことができる地域社会づくりが必要になっています。

(2)社会課題詳述

新型コロナウイルス感染症により、感染された方やその家族、医療従事者等に対する差別や排除が起こっているように、社会には差別や排除と孤立の問題が現存しています。

大阪では、被差別部落に対する結婚や居住に関わる差別があり、その結果被差別部落に低所得世帯が多かったり、大学進学率が大阪全体の半分であったりといった、生活状況が低位な人々が集中しています。障がい者に対する入居時の差別や生活における差別があり、就労への課題や就労後の定着が難しい状況があります。大阪は、在日コリアンの集住地域があるとともに、外国から来た住人も多く、地域における差別や対立、言葉や文字の読み書きが不自由という問題、労働における悪条件等があります。ひとり親家庭の女性は、家族制度の下で排除されることになり、就労ではその6割が非正規就労になっています。

LGBTは人口の3~7%と言われ、性別を二分する考え方や制度の下で排除されて、生きづらさを感じたり、就労が続けられなかったりして、自殺念慮の比率も高いという課題があります。引きこもりに対して社会からは「怠けている」といった差別があり、引きこもりが長期化したり、その人やその家族が孤立したりしています。今もハンセン病回復者に対する偏見と差別が厳しく、地域で病気のことを明かせないという課題があります。

このように、社会の無理解や偏見からくる差別や排除があり、それが原因となって就労や生活に困難をきたしており、またその困難が原因となって差別や排除が起こるといった悪循環があります。このことから、就労や生活への一時的な支援のみでは課題は解決できず、その背景にある人権問題の解決の取り組みと結び付いた、継続した取り組みが必要になっています。

特に大阪は、多様な人々が集住することからくる差別や排除、生活困難等の課題が集中する、都市ならではの課題があり、これに取り組む地域社会づくりが求められています。

(3)課題に対する行政等による既存の取組み状況

行政による差別解消の啓発活動はありますが、被差別・社会的マイノリティの取組みを支援する施策はほとんどありません。また、企業における社会貢献でも、社会福祉分野などでの支援はありますが、差別や排除の解消に向けた取組みへの支援はごく少数にとどまっています。

被差別・社会的マイノリティの取組みは、社会的に注目されつつありますが、小さな団体やグループも多く、行政や企業との連携が難しい状況にあります。

(4)課題に対する申請団体の既存の取組状況

人権問題の解決に向けて、理解を深める啓発と人権相談、生活支援、人材養成と、これらを進めるための大阪府内の行政や企業、団体のネットワークづくりを進めてきました。2014年度より人権NPO協働助成を実施し、上限30万円で28事業に支援しながら協働することで、被差別・社会的マイノリティの団体や支援団体がその問題を社会に訴えとともに、団体間や、行政や企業、様々な団体とのつながり、ネットワークづくりを進めてきました。

(5)休眠預金等交付金に係わる資金の活用により本事業を実施する意義

休眠預金制度の活用により、一つの事業に対する助成であった人権NPO協働助成金を活動基盤づくりに拡充することで、被差別・社会的マイノリティ団体やグループの事業への支援を拡大するとともに、その活動基盤を強固にすることができます。そして、差別の解消や生活支援等に取り組む行政や企業、団体とのつながり・ネットワークの仕組みを作ることで、差別や排除のない人権尊重の社会づくりを進めることができます。

III.申請事業

(1)申請事業の概要

人権NPO協働助成事業として、大阪府内（近畿圏の団体も可能）で団体を募集し、「事業計画の作り方講座」を開催して団体を支援しながら、事業推進員会で事業を選定します。おおむね8団体に平均300万円を3年間助成しながら、実行団体と人権協会とが協働して取り組みます。

実行団体は、助成1年目は、事業計画の修正と、活動拠点の整備や人の配置等の基盤整備を始めます。2年目は、事業を本格的に実施しながら、支援団体や行政、企業等との連携を進めていきます。3年目は、事業の定着とともに、2年間の事業の評価と検証を行い、事業を継続する計画を作っていきます。

これを人権協会が、毎月の状況報告やプログラム・オフィサーとの連携、事業説明研修会や中間報告交流会、年間報告交流会の開催を通じて、相談と助言、実行団体相互の交流、支援団体や行政、企業等との接点の調整、評価、報告書のまとめ等の支援をしていきます。

これにより、実行団体が、人権問題を社会に広く訴えていくとともに、課題解決に取り組む団体や行政、企業等とのネットワークができ、団体としても継続した運営ができることで、差別や排除、孤立や生活困難等の人権問題を解決していく取り組みを進めます。

(2)インプット

資金	①事業費 (自己資金含む)	内訳：実行団体への 助成金等充当額	管理的経費	②プログラム・オフィサー関連経費	③評価関連経費	④助成金申請額	⑤補助率
	¥90,000,000	¥72,000,000	¥18,000,000	¥21,353,740	¥3,600,000	¥96,953,740	80.0

(3)活動(資金支援)

		時期
事業活動 0年目	〔応募の時期〕 解決したい差別や排除の実態とそれを解消する取り組みや支援の取り組みの事業計画を作成します。 これに向けて、事業計画の作り方講座を受講します。ここでは、解決したい課題の設定や解決の姿の明確化、事業の内容、資金調達や人の配置などを学びます。 これをもとに、事業計画を作成して、人権NPO協働助成金に応募します。 助成金への応募の形式を学び、申し込みができる力と組織を作ります。	12月募集1月講座受講2月応募3月選定交流
事業活動 1年目	〔事業計画の確立と実施を始める時期〕 課題の実態把握から課題を明確化し、その分析から事業計画を修正して、確立します。ここで、情報収集力や課題整理力、分析力をつけます。 人権問題や生活課題を社会や支援者に訴えていくためのニュースや資料、動画等を工夫して作成します。 事業を進めるための活動拠点や人の配置など、活動基盤の整備を始めます。 中間報告交流会と年間報告交流会に参加します。 事業計画を実施に移します。	月報告4月説明9月中間報告3月年間報告
事業活動 2年目	〔事業を実施して拡大する時期〕 事業計画を本格的に実施していきます。 人権問題や生活課題を社会に訴えたり、支援者に伝えたりしていきます。 このために、行政や企業、団体などとのつながりを作ります。 これらの中で、活動基盤や組織の整備をすすめるとともに、ネットワーク力をつけていきます。 講座研修会、中間報告交流会と年間報告交流会に参加します。	月報告 6月研修 9月中間評価 3月年間報告

<p>事業活動 3年目</p>	<p>〔評価と検証を行なって事業継続の計画をつくる時期〕 社会や支援者に訴えていく啓発の発信や支援の事業を継続して進めます。 行政や企業、団体とのつながりをネットワークの会議や連携団体等として継続できるようにします。 講座研修会、中間報告交流会と年間報告交流会に参加します。 これらの中で、事業の評価と検証を行ない、事業を継続するための財政の確立や組織の整備を進めます。 そして、継続していく事業計画をつくります。</p>	<p>月報告6月研修 9月評価検証3月最終報告</p>
<p>(4)活動(組織基盤強化・環境整備(非資金的支援))</p>		<p>時期</p>
<p>事業活動 0年目</p>	<p>〔実行団体の募集の時期〕 人権NPO協働助成実施要項と募集案内を作成し、実行団体の募集を開始します。 募集に向けて、事業計画の作り方講座を開催します。ここでは、解決したい課題の設定や解決の姿の明確化、事業の内容、資金調達や人の配置などの学びを提供します。 人権NPO協働助成事業推進委員会において、実行団体の事業を選定します。 事業推進委員会の設置やプログラム・オフィサーの採用等の事業実施体制を整備します。</p>	<p>12月募集 1月講座 3月選定 説明交流</p>
<p>事業活動 1年目</p>	<p>〔事業計画の確立と実施を支援する時期〕 事業説明研修会で、実行団体が事業計画を修正できるように、情報収集や課題整理等を支援します。 実行団体が、問題を社会に訴えていくためのツールの作成等への支援を行います。 中間報告交流会で、実行団体の実施状況を交流し、推進委員からアドバイスを受けます。 報告交流会を公開で開催し、事業の年間のまとめと交流を行い、推進委員からアドバイスを受けて、次年度の事業につなげます。</p>	<p>月報告4月説明9月中間交流3月報告交流</p>
<p>事業活動 2年目</p>	<p>〔事業の実施と拡大を支援する時期〕 実行団体が、事業を本格的に実施していくことを、講座研修会等で支援します。 実行団体が連携するために、行政や企業、支援団体等を紹介し、つなげていきます。 中間報告交流会で、実行団体が3年間の中間の総括をするとともに、推進委員からアドバイスを受けます。 報告交流会を公開で開催し、実行団体の年間のまとめと交流を行い、推進委員からアドバイスを受けて、次年度の事業につなげます。</p>	<p>月報告6月研修9月中間報告3月報告交流</p>
<p>事業活動 3年目</p>	<p>〔評価と検証を行なって事業継続を支援する時期〕 実行団体が行う、啓発の発信や支援の事業を支援します。 行政や企業、団体とのつながりをネットワークの会議や団体等として継続できるように支援します。 講座研修会、中間報告交流会と年間報告交流会で支援します。 これらの中で、実施事業の評価と検証を行ない、事業を継続するための財政の確立や組織の整備をともに検討します。 人権協会としての今後の事業方向を検討します。</p>	<p>月報告6月研修9月中間交流3月報告交流</p>

(5)短期アウトカム(資金支援)	指標	初期値/初期状態	目標値/目標状態	目標達成時期
被差別・社会的マイノリティの当事者や支援者のつながりができることで、当事者の安心とエンパワメントができる社会になる。	被差別・社会的マイノリティの当事者や支援者が、定期的につながりが持てる場の開催やインターネットサイトの開設数や状況。 そこでの当事者や支援者の感想。	被差別・社会的マイノリティは、差別と排除により孤立しがちであり、当事者や支援者がつながる場は作られてきているが、規模が小さく、数も少ない。	団体が取り組む人権問題ごとで、被差別・社会的マイノリティの当事者や支援者が、定期的につながりが持てる場の開催やインターネットサイトの開設がなされ、それが当事者の安心とエンパワメントの場になっている。	2022年3月（2021年度）
被差別・社会的マイノリティの人権問題を社会に発信していくことで、その課題が社会に広く知られるようになる。	被差別・社会的マイノリティの当事者や支援者による、定期的な情報発信の内容と数。団体や行政、企業等の情報発信先の内容と数。 情報発信先からの感想や反応の状況。	被差別・社会的マイノリティの人権問題の取り組みは小さな団体が多く、財源やネットワークの不足から、情報発信が十分にできていない。	団体が取り組む人権問題について、定期的に情報発信ができて、その情報の発信先が団体や行政、企業等に確保されている。そして、情報発信先からの関心や反応がある。	2023年3月（2022年度）
被差別・社会的マイノリティの人権問題を学べる学習や交流の場ができて、そこへの参加による学習が進んだり、それを学べるツールが作られて、社会で活用されたりしている。	被差別・社会的マイノリティの人権問題を学べる学習や交流の場の内容と数。学習ツールの内容と数。団体や行政、企業等での活用状況と数。活用先からの感想や反応の状況。	被差別・社会的マイノリティの人権問題の取り組みは小さな団体が多く、財源やネットワークの不足から、学習の機会が提供できていない。	被差別・社会的マイノリティの人権問題を学べる学習や交流の場が定期的に開催されている。学習ツールが作られて、団体や行政、企業等で活用されている。	2023年3月（2022年度）
被差別・社会的マイノリティの人権問題に関心を持ち、それを支援する人が増加して、地域コミュニティや、団体や行政、企業等のネットワークが社会にできている。	関心を持ったり支援したりする団体や行政、企業等の内容と数。ネットワークの内容や形態。	被差別・社会的マイノリティの人権問題の取り組みは小さな団体が多く、団体や行政、企業等への働きかけの不足から、そこへのつながりができていない。	被差別・社会的マイノリティの人権問題に関心を持ち、それを支援する人が増加している。そして、地域コミュニティや、団体や行政、企業等のネットワークが増加している。	2024年3月（2023年度）

<p>被差別・社会的マイノリティ等が抱える生活や仕事等の課題に対して、その人権問題への理解と結び付けた支援体制ができて、それが継続されることで、当事者の安心と生活等の安定が図られている。</p>	<p>相談や支援の数。その継続の数。 相談や支援をした内容。その継続状況。 相談や支援の結果や当事者の感想からの自立とエンパワメントの状況。</p>	<p>生活や仕事等への支援はあるが、その状態に対する支援のみになっており、その背景にある人権問題の解決や当事者のエンパワメントへの支援と結びついていない。</p>	<p>継続した生活や仕事等への支援がなされるとともに、その背景にある人権問題の解決や当事者のエンパワメントへの支援がはかられている。また、その体制ができてい</p>	<p>2024年3月（2023年度）</p>
<p>被差別・社会的マイノリティをはじめとする人権問題への社会の人々の関心が高まり、人権問題を身近に思う人が増加することで、人権が尊重された社会になる。</p>	<p>人権意識調査における人権問題を知っているとするとする内容とその人の数。 人権を身近に感じる人の数。</p>	<p>子どもや高齢、女性の人権問題、ハラスメント等に比べて、LGBT（性的マイノリティ）やホームレスの人権問題はあまり知られていない等、被差別・社会的マイノリティ等の人権問題への関心が低い状況である。</p>	<p>被差別・社会的マイノリティをはじめとする人権問題を知っているとするとする人や、人権問題を身近に思う人が増加する。</p>	<p>2026年3月（2025年度）</p>

(6)短期アウトカム (組織基盤強化・環境整備支援(非資金的支援))	指標	初期値/初期状態	目標値/目標状態	目標達成時期
実行団体が、被差別・社会的マイノリティの人権問題を社会に発信していくことで、その課題が社会に広く知られるようになる。	実行団体が行う、定期的な情報発信の内容と数。団体や行政、企業等の情報発信先の内容と数。 情報発信先からの感想や反応の状況。	被差別・社会的マイノリティの人権問題の取り組みは小さな団体が多く、財源やネットワークの不足から、情報発信が十分にできていない。	実行団体が、定期的に情報発信ができて、その情報の発信先が団体や行政、企業等に確保されている。そして、情報発信先からの関心や反応がある。	2023年3月（2022年度）
実行団体が、被差別・社会的マイノリティの人権問題を学べる学習や交流の場ができて、そこへの参加による学習が進んだり、それを学べるツールが作られて、社会で活用されたりしている。	実行団体が行う、被差別・社会的マイノリティの人権問題を学べる学習や交流の場の内容と数。 学習ツールの内容と数。 団体や行政、企業等での活用状況と数。 活用先からの感想や反応の状況。	被差別・社会的マイノリティの人権問題の取り組みは小さな団体が多く、財源やネットワークの不足から、学習の機会が提供できていない。	実行団体が行う、被差別・社会的マイノリティの人権問題を学べる学習や交流の場が定期的に開催されている。学習ツールが作られて、団体や行政、企業等で活用されている。	2023年3月（2022年度）
実行団体として、その課題解決に取り組む団体や行政、企業等とのネットワークができています。	関心を持ったり支援したりする団体や行政、企業等の内容と数。 ネットワークの内容や形態。	被差別・社会的マイノリティの人権問題の取り組みは小さな団体が多く、団体や行政、企業等への働きかけの不足から、そこへのつながりができていない。	実行団体として、地域コミュニティや、団体や行政、企業等とのネットワークが増加している。	2024年3月（2023年度）
実行団体やそのネットワークで、被差別・社会的マイノリティ等が抱える生活や仕事等の課題に対して、その人権問題への理解と結び付けた支援体制ができて、それが継続されている。	相談や支援の数。その継続の数。 相談や支援をした内容。その継続状況。 相談や支援の結果や当事者の感想からの自立とエンパワメントの状況。	実行団体やそのネットワークでも、生活や仕事等への支援はあるが、その状態に対する支援のみになっており、その背景にある人権問題の解決や当事者のエンパワメントへの支援と結びついていない。	実行団体やそのネットワークで、継続した生活や仕事等への支援がなされるとともに、その背景にある人権問題の解決や当事者のエンパワメントへの支援がはかられる体制ができています。	2024年3月（2023年度）
実行団体やそのネットワークで、人権問題の解決に向けた課題解決のために、その方策について行政等への政策提言ができる。	政策提言の内容と数。	被差別・社会的マイノリティの人権問題の取り組みは小さな団体が多く、課題解決のための意見はあっても、政策提言にまでつながっていない。	実行団体やそのネットワークで、人権問題の解決に向けた課題解決のために、その方策について行政等への政策提言ができる。	2024年3月（2023年度）
実行団体が、外部資金も導入して、継続した事業と組織の運営ができる。	事業の実施報告と組織の運営報告。	被差別・社会的マイノリティの人権問題の取り組みは小さな団体が多く、財源の不足から、十分な事業の実施や、事務所の運営や人の配置等の組織の運営ができていない。	実行団体が、外部資金も導入して、継続した十分な事業の実施や、事務所の運営や人の配置等の組織の運営ができています。	2025年3月（2024年度）

(7)中長期アウトカム	
5年後に、大阪府において、被差別・社会的マイノリティの団体や支援団体が、その問題を社会に発信するとともに、協働する団体や行政、企業とのネットワークができて、理解者や支援者が広がることで、被差別・社会的マイノリティが安心して暮らせる特徴を持った地域や社会になる。	

IV.実行団体の募集

(1)採択予定実行団体数	8団体 様々な人権問題や生活課題の取り組みに広げながら、お互いの交流によって向上ができる数
(2)実行団体のイメージ	被差別・社会的マイノリティに関する人権問題等に取り組む民間非営利団体です。 大阪府内で恒常的に人権問題に取り組んでいる非営利の民間組織・団体とします。近畿圏内の団体でも、大阪府内で事業を行う団体であれば可能です。例えば、民間の法人（NPO 法人や社団・財団法人等）や、法人格を持たない市民団体・組織（任意団体）、実行委員会などで、会則および会計を持ち、組織として意志決定ができる団体です。
(3)1実行団体当り助成金額	1年で上限300万円程度、3年で上限を1200万円程度とし、申し込み事業の内容により、助成総額の範囲内で助成金額を決定します。
(4)助成金の分配方法	様々な人権問題に取り組む団体には、ある程度の組織と活動実績があるところから、マイノリティであるがゆえに組織が比較的小さく、活動実績が少ないところもあります。社会的にマイノリティの状況にある団体の活動を社会の機関や団体とつなげていくため、また行政の補助金や企業の助成金では取りこぼされてしまうところを民間の中間支援として支援するために、その事業内容や団体の整備方針に基づいて、柔軟に助成金を分配します。
(5)案件発掘の工夫	民間団体への募集案内の配付（人権NPO協働助成金活用団体、人権相談機関ネットワーク加盟団体、社会福祉協議会や生活・労働・教育・居住等の支援で連携する団体） 民間団体が活動する公共施設への募集案内の配付（生涯学習センター、女性センター、青少年センター、市民活動センター） 市町村の人権問題担当課・市民活動担当課への配付 近畿圏内の府県・政令市の民間団体が活動する施設や人権問題担当課・市民活動担当課への配付

V.評価計画

項目	事前評価	中間評価	事後評価
提出時期	2021年9月	2022年9月	2024年3月
実施体制	<p>事業推進委員会を、社会起業専門家、人権問題精通者、NPO実践者、学識経験者で設置します。</p> <p>人権問題の取り組みの評価を行なう機関に、評価指標の作成を依頼します。</p> <p>2月に推進委員会で実行団体を選定し、その事業計画への助言や、事前評価の評価計画を検討します。</p> <p>4月の事業説明会で、推進委員会からの助言や評価指標を示して、事業計画を修正します。</p> <p>9月の中間報告交流会で、参加型評価とともに修正した事業計画を評価します。</p>	<p>9月の中間報告交流会を推進委員の参加のもとに開催し、進捗状況の報告から、アウトカムの達成に向けた状況等の評価と事業計画の見直し、組織基盤の強化に向けた課題を検討します。これらを、交流による参加型評価をまじえながら行います。</p> <p>また、中間報告交流会で、評価機関から、評価指標に基づき、実行団体の実地調査を踏まえての中間評価を提出してもらいます。</p>	<p>3月に年間報告交流会を推進委員の参加のもとに公開で開催し、年間の事業報告を行うとともに、アウトカムの達成状況とそれに向けた事業の評価と、組織基盤の強化に向けた評価を検討します。</p> <p>また、年間報告交流会で、評価機関から、評価指標に基づき、実行団体の実地調査を踏まえての年間評価を提出してもらいます。</p> <p>これらを踏まえて、事業報告書を作成し、団体や行政、企業等に配付するとともに、ウェブページでも公開します。</p>
必要な調査	文献調査;ワークショップ;関係者へのインタビュー;ケーススタディ;直接観察	ワークショップ;関係者へのインタビュー;ケーススタディ;直接観察	ワークショップ;関係者へのインタビュー;ケーススタディ;直接観察
外部委託内容	文献調査;ワークショップ;関係者へのインタビュー;ケーススタディ;直接観察	ワークショップ;関係者へのインタビュー;ケーススタディ;直接観察	ワークショップ;関係者へのインタビュー;ケーススタディ;直接観察

VI.事業実施体制

(1)事業実施体制	<p>外部協力者（社会起業専門家、人権問題精通者、NPO実践者、学識経験者）で推進委員会を構成し、実行団体の選定から助言、評価、分配団体への助言や評価を行いません。推進委員の参加のもとに、実行団体が集まる事業説明会や中間報告交流会、年間報告交流会の開催を通じて、人権協会と実行団体、外部協力者と連携します。実行団体とは、毎月の状況報告の提出とプログラム・オフィサーによる相談と支援を行い、人権協会と連携します。</p>
(2)コンソーシアム利用有無	<p>コンソーシアムで申請しない</p>
(3)メンバー構成と各メンバーの役割	<p>推進委員会は、社会起業専門家、人権問題精通者、NPO実践者、学識経験者で構成し、専門的見地からの助言や評価を行います。プログラム・オフィサーは、人権問題解決の取り組みを進めた経験者をあて、実行団体からの相談や助言を継続して行います。事業担当者は、人権NPO協働助成事業を担当してきた者をあて、事業の運営と連絡調整を行います。会計担当者は、資金を含めた会計の運営を行います。事業責任者は、事業の管理を行います。</p>
(4)ガバナンス・コンプライアンス体制	<p>人権協会として、人権尊重社会をめざす団体であるという理念のもとに、運営の管理や法令順守を行います。定款や規則に基づいて、理事の決定及び監事の監督のもとに事業を執行し、不正行為や利益相反等に対応します。特に、人権協会の倫理に基づくコンプライアンスの取り組みを進め、監事の監査による監督を行います。不正行為や利益相反等については、その問題に応じて、人権協会の法律相談の弁護士等と連携して対応を行います。</p>
(5)リスク管理	<p>助成要綱を定めて、助成金の募集や実行団体への事業説明研修会で周知します。要綱では、事業進捗報告や事業の変更手続き、助成金の支払いと精算手続き、事業実施不能や不正の場合の返還等を定めます。人権協会と実行団体との関係は、「支援する／される」という関係ではなく、ともに取り組む団体として対等な立場で運営します。助成金の返還等でのトラブルについては、人権協会の法律相談の弁護士等と連携して対応を行います。</p>

VII.出口戦略と持続可能性

(1)資金分配団体	<p>人権問題の解決をめざし、被差別・社会的マイノリティ等の団体の取り組みを支援しながら、関係する団体や行政、企業とつなげて解決に向けて前進させるための協働助成事業を継続していきます。そのために、①資金として、人権協会の基本財産の運用益の活用他、寄付の獲得、企業や行政からの助成金活用の追求、②人権協会とともに被差別・社会的マイノリティをはじめとした人権問題の取り組みをともに支援する組織体の追求、③人権問題に取り組む団体や行政、企業等とのネットワークの強化によって、互いの連携によって課題解決が進んでいく仕組みをつくる、④これらの取り組みを行政施策として実施されることを提言し要望していきます。これによって、被差別・社会的マイノリティと関係団体や行政、企業等との取り組みのネットワークが築かれ、社会の仕組みとして人権問題の解決に向かっていく、その要としての役割を人権協会が果たせることをめざします。</p>
(2)実行団体	<p>被差別・社会的マイノリティの団体や支援団体が、関係する団体や行政、企業とつながりながら人権問題の解決に向けて継続して取り組めるようにします。そのために、①被差別・社会的マイノリティの当事者や支援者がつながる仕組みを作り、②資金として、寄付の獲得、企業や行政からの助成金活用の追求、事業やサービスからの利用料の徴収等の追求、③活動拠点と運営する人の確保、財政の確保の追求、④人権問題に取り組む団体や行政、企業等との継続したネットワークを作ることによって、互いの連携によって課題解決が進んでいく仕組みをつくる、④これらの取り組みを行政施策として実施されることを提言し要望していきます。これによって、被差別・社会的マイノリティと関係団体や行政、企業等との取り組みのネットワークが築かれ、人権問題の解決に向かう社会の仕組みの中に、被差別・社会的マイノリティ等の団体や支援団体が位置づいていくことをめざします。</p>

VIII.広報、外部との対話・連携戦略

(1)広報戦略
事業説明会、中間報告交流会、年間報告交流会の報告を、ウェブサイトやSNS、通信等で行い、広く社会に周知することで、取り組みへの関心を高めます。 実行団体の月次報告を、ウェブサイトやSNSで発信し、取り組みの進捗を紹介することで、具体的な課題や取り組みへの関心を高めます。 取り組みをまとめた報告書を作成し、団体や行政、企業等に配付することで、人権問題の解決に受けた取り組みの重要性を伝え、連携する意識を高めます。
(2)外部との対話・連携戦略
人権協会のネットワークを活用して、実行団体の取り組みを周知することで、団体や行政、企業等との連携の場を作っていきます。 具体的には、市町村人権協会・人権地域協議会（70団体）、大阪府や市町村、近畿府県の人権担当や男女共同担当、市民活動担当課、人権啓発企業団体（139企業、35地域）、宗教団体（22教団）、協同組合団体（20団体）、社会福祉協議会等、人権相談機関ネットワーク加盟機関（285機関）、NPO（30団体）等です。

IX.関連する主な実績

(1)助成事業の実績と成果
1996年度より、地域啓発交流支援事業として、差別の解消に向けた地域での啓発・交流活動に対して、毎年40～52団体に助成を行いました。2008年度からは、コミュニティづくり協働支援事業として、差別や排除のない地域のコミュニティづくり事業に対して、毎年6団体に助成を行ってきました。また、2011、12年度には、内閣府新しい公共支援事業を受けて、大阪府内の人権問題に取り組むNPO・団体・グループ等の調査を行うとともに、8団体の活動に助成を行ってきました。 2014年度からは、自主財源を活用して人権NPO協働助成事業を実施し、被差別・社会的マイノリティをはじめとする人権問題の解決に取り組む当事者団体や支援団体に対して、上限30万円で年間4事業、これまで28事業に支援してきています。事業の運営では、助成金の交付要綱を定めて助成事業を管理するとともに、事業実施団体と人権協会とが協働して事業を進めることで、事業の運営を支援してきました。 これまでの助成事業は、見た目問題、LGBT（性的マイノリティ）、在日コリアン、在日難民、ハンセン病回復者、子ども、児童養護施設出身者の人権、部落差別解消、障がい者の文化芸術、ブラジルにルーツがある子ども、外国にルーツがある保護者、絵本の多言語化、子どもの居場所、シングルマザー、高齢者への支援、子どもの暴力防止、引きこもり、マイノリティアート、思春期の性、子どもシェルター、識字・日本語活動、食糧、外国人医療、地域交通支援、防災等の分野にわたっています。この助成事業により、当事者間のつながりづくりの機会の創出、当事者の居場所づくり、啓発のための冊子やDVDの作成、当事者からの発信、啓発や支援に関する講座の開催、当事者への支援が行われてきました。そして、これらの取り組みが、行政の施策で活用されたり、企業や支援団体とのつながりやネットワークが続いていたりして、人権が尊重された地域社会を作ることに繋がっています。
(2)申請事業に関連する調査研究、連携、マッチング、伴走支援の実績、事業事例等
人権協会では、人権問題の解決に向けて、啓発と人権相談、生活支援、人材養成と、これらを進めるための大阪府内の行政や企業、団体のネットワークづくりを進めてきました。この中で、民間公益活動の事例やその必要性、課題の把握を追求してきました。 啓発においては、2015年度から2017年度に、人権尊重のコミュニティづくり事例収集事業を行い、買い物難民の支援、子どもの食事支援、外国人市民支援、ひきこもり、ひとり親家庭支援、コミュニティづくりと防災、外国人や障がい者と防災、認知症高齢者の居場所づくり等の活動事例から地域におけるニーズを把握してきました。 相談・支援においては、285機関が加盟する人権相談機関ネットワークと連携して、年間600件、のべ2万件の相談に対応しています。また、緊急相談サポート事業として、急に生活費がなくなったり、生活の場を追われたりした相談者に、生活費の援助や居所への誘導等を行っています。この中で、行政や社会福祉協議会をはじめ、民間の支援NPO団体と連携して取り組みを進めており、そこでの課題の発掘と団体との連携を進めています。 ネットワークづくりにおいては、2011年度に、内閣府の新しい公共支援事業を活用して、人権問題に取り組むNPO・団体・グループ等の調査を行い、大阪府内の161団体から回答をいただきました。その中では、様々な人権問題に取り組む団体と特定の人権問題に取り組む団体とがあること。事業では、相談・支援、教育・啓発、情報発信が多いこと。財政規模では、100万円未満が3割、500万円未満が全体の6割を占めること。財政の課題では、会費不足、補助金・助成金が受けられない、寄付が集まらない、事業収入が増えないこと。連携の課題では、行政の補助金や縦割り、NPOどうしの連携。今後の課題では、人材の確保、スキルの向上、宣伝・広報の充実、収入の拡大が明らかになりました。この調査結果が、今の人権NPO協働助成事業につながっています。

X.申請事業種類別特記事項

(1)草の根活動支援事業	人権NPOの課題に対し、これまで人権NPO協働助成金は一つの事業に対する助成でしたが、休眠預金制度の活用により、その助成を長期の事業や活動基盤づくりの支援に拡大します。このことで、被差別・社会的マイノリティ団体やグループの課題の解決につながります。そして、差別の解消や生活支援等に取り組む行政や企業、団体等とのつながり、ネットワークの仕組みを作ることで、差別や排除、孤立のない人権尊重の社会づくりを進めます。
(2)ソーシャルビジネス形成支援事業	
(3)イノベーション企画支援事業	
(4)災害支援事業	

以 上